五　第四十二条の二第一項第二号	［号を加える。］
六　第四十二条の三第一項第二号	［号を加える。］
七　［略］	五　［同上］
八　［略］	六　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成十九年法務省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　［略］	第一章　［同上］
第二章　一般社団法人	第二章　一般社団法人
第一節　機関	第一節　機関
第一款　［略］	第一款　［同上］
第二款　役員等（第十二条―第二十条の二）	第二款　役員等（第十二条―第二十条）
［第二節～第四節　略］	［第二節～第四節　同上］
第三章　一般財団法人	第三章　一般財団法人
第一節　機関	第一節　機関
第一款　［略］	第一款　［同上］
第二款　役員等（第六十一条―第六十三条の二）	第二款　役員等（第六十一条―第六十三条）
［第二節・第三節　略］	［第二節・第三節　同上］
［第四章～第六章　略］	［第四章～第六章　同上］
附則	附則
（電子提供措置）	（電子提供措置をとる場合における招集通知の記載事項）
第七条の二　法第四十七条の二に規定する法務省令で定めるものは、第九十二条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）を使用するものによる措置とする。	**第七条の三**　法第四十七条の四第二項に規定する法務省令で定める事項は、電子提供措置（法第四十七条の二に規定する電子提供措置をいう。）をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であって、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものその他の当該者が当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するために必要な事項とする。
［条を加える。］	［条を加える。］
	（役員等賠償責任保険契約から除外する保険契約）
	第二十条の二　法第百十八条の三第一項に規定する法務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
	一　被保険者に保険者との間で保険契約を締結する一般社団法人を含む保険契約であって、当該一般社団法人がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該一般社団法人に生ずることのある損害を保険者が塡補することを主たる目的として締結されるもの
	二　役員等が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該役員等に生ずることのある損害（役員等がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠ったことによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該役員等に生ずることのある損害を除く。）を保険者が塡補することを目的として締結されるもの
	［条を加える。］